発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告示〉

○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定（青少年課）　一

○結核指定医療機関の指定（健康増進課）　一

○肥料の登録の有効期間の更新（農業水産振興課）　二

〈公告〉

○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）　二

○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）　二

○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定（障害福祉課）　三

○地籍調査の成果の認証（農業経営課）　三

○開発行為に関する工事の完了（建築課）　三

〈公安委員会規則〉

○放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則　四

〈選挙管理委員会告示〉

○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等　一七

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動　一七

○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等　一八

○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等　一九

○政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等　一九

〈正誤〉

○平成十七年五月二十日付け奈良県公報第千六百七十号正誤表（都市計画課）　一九

告示

奈良県告示第二百三十九号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十七年七月二十六日

奈良県知事　柿本善也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
二十五	コミック	ラブマニュN O．2	平成十七年八月一日	宙（おおぞら）出版	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二十六	雑誌	パソコンパラダイス　8月号	平成十七年八月一日	株式会社メディアックス	

奈良県告示第二百四十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十七年七月二十六日

奈良県知事　柿本善也

名称	所在地	指定年月日

かきざきクリニック	大和郡山市本庄町二九七－一	平成十七年七月一日

奈良県告示第二百四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成十七年七月二十六日

奈良県知事　柿　本　善　也

登録番号（奈良県））	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第七百六十二号	家庭園芸用複合肥料	恵水有機肥料	窒素全量　四・〇 りん酸全量　六・五 加里全量　一・五	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	平成二十年六月一日	株式会社恵水園 奈良市鶴舞東町二番地二五
第七百七十三号	副産植物質肥料	圧搾ごま屑油粕	窒素全量　三・八 りん酸全量　一・二	該当なし	平成二十年七月十八日	服部一利 磯城郡三宅町小柳四七五
第七百六十三号	混合有機質肥料	有機混合肥料一〇五号	窒素全量　一〇・〇 りん酸全量　五・〇	含有を許される有害成分の最大量は公定規格	平成二十年七月十二日	志野作司 磯城郡三宅町三四二の三

公　告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年七月二十六日

奈良県知事　柿　本　善　也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社エムティーケイ	生駒郡三郷町立野南二－九－三一	ヘルパーステーションピノキオ	生駒郡三郷町立野南二－八－一二	居宅介護	平成十七年七月十六日
有限会社はーとたいむ	磯城郡田原本町八尾六〇七－六	有限会社はーとたいむ	磯城郡田原本町八尾六〇七－六	居宅介護	平成十七年七月十六日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年七月二十六日

奈良県知事　柿　本　善　也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日

有限会社エムティーケイ	生駒郡三郷町立野南二―九―三	ヘルパーステーションピノキオ	生駒郡三郷町立野南二―八―一二	居宅介護	平成十七年七月十六日
有限会社はーとたいむ	磯城郡田原本町八尾六〇七―六	有限会社はーとたいむ	磯城郡田原本町町八尾六〇七―六	居宅介護	平成十七年七月十六日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十七年七月二十六日

奈良県知事　柿　本　善　也

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社エムティーケイ	生駒郡三郷町立野南二―九―三一	ヘルパーステーションピノキオ	生駒郡三郷町立野南二―八―一二	居宅介護	平成十七年七月十六日
有限会社はーとたいむ	磯城郡田原本町八尾六〇七―六	有限会社はーとたいむ	磯城郡田原本町町八尾六〇七―六	居宅介護	平成十七年七月十六日

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、山添村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成十七年七月二十六日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　調査を行った者の名称
　山添村
二　調査を行った期間
　平成九年六月三十日から平成十五年十二月二十四日まで
　平成十年六月十八日から平成十五年十一月十日まで
三　成果の名称
　山辺郡山添村（大字助命の一部）における地籍図及び地籍簿
　山辺郡山添村（大字広瀬）における地籍図及び地籍簿
四　調査を行った地域
　山辺郡山添村大字助命の一部の地域
　山辺郡山添村大字広瀬の地域
五　認証年月日
　平成十七年七月十四日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年七月二十六日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号
　平成十七年六月二十八日第七六―三四号
二　検査済証番号
　開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年七月十五日第六一七三号
三　開発区域に含まれる地域
　葛城市南藤井八七番地ノ一
四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　葛城市北花内六三〇番地
　福田守秀

一　許可番号
　平成十七年六月二十九日第七六一三一一号
二　検査済証番号
　開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年七月十五日第六一七四号
三　開発区域に含まれる地域
　天理市喜殿町一六番地ハ一の一部及び一六番地ハ三の一部
四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　天理市喜殿町一六番地ハ三
　高畑直希

公安委員会規則

放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則をここに公布する。

平成１７年７月２６日

奈良県公安委員会
委員長　西　口　廣　宗

奈良県公安委員会規則第８号

放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第５１条の８、第５１条の１０、第５１条の１１及び第５１条の１３の規定により奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請等の手続）

第２条　法第５１条の８第２項若しくは第５１条の１３第１項の規定、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成１６年国家公安委員会規則第２３号。以下「委託規則」という。）の規定又はこの規則の規定により公安委員会に対して行う申請その他の手続は、奈良県道路交通法施行細則（昭和４８年１２月奈良県公安委員会規則第１４号）第２条本文の規定にかかわらず、奈良県警察本部交通部交通指導課長を経由して行うものとする。

（登録の申請書等）

第３条　委託規則第２条第１項に規定する登録申請書及び同条第３項において準用する同条第１項の規定による登録更新申請書の様式は、別記様式第１号のとおりとする。

２　前項の申請書に添付する書類のうち、委託規則第２条第２項第２号、同項第３号ハ及びニ並びに同項第４号に掲げるものの様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　委託規則第２条第２項第２号に規定する名簿　別記様式第２号

(2)　委託規則第２条第２項第３号ハ及びニに規定する診断書　別記様式第３号

(3)　委託規則第２条第２項第４号に規定する書面　別記様式第４号

３　第１項の申請書に添付する書類のうち、委託規則第２条第２項第５号に掲げるものは、次のとおりとする。

(1)　別記様式第５号の誓約書

(2)　法第５１条の１３第１項に規定する駐車監視員資格者証（以下「駐車監視員資格者証」という。）の写し（申請者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者に係るものに限る。）

(3)　申請者が奈良県内に有する事務所について使用権原を有することを証する登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の書類

４　第１項の登録更新申請書の受理は、登録の有効期間の満了する日の６月前から５０日前までの間に行うものとする。

（登録簿）

第４条　法第５１条の８第５項に規定する登録簿の様式は、別記様式第６号のとおりとする。

（登録等に関する通知）

第５条　公安委員会は、法第５１条の８第１項の登録又は同条第６項の登録の更新をしたときは、申請者に対し、別記様式第７号の登録（更新）通知書により通知するものとする。

２　公安委員会は、法第５１条の８第１項の登録又は同条第６項の登録の更新をしないときは、申請者に対し、別記様式第８号の登録（更新）に関する通知書により通知するものとする。

（登録の取消しの通知）

第６条　公安委員会は、法第５１条の１０の規定により登録を取り消したときは、その法人に対し、別記様式第９号の登録取消処分通知書により通知するものとする。

（立入検査に従事する警察職員の身分を示す証票）

第７条　法第５１条の１１第２項に規定する証票の様式は、別記様式第１０号のとおりとする。

（駐車監視員資格者講習の受講申込書等）

第８条　委託規則第７条第１項に規定する受講申込書の様式は、別記様式第１１号のとおりとする。

２　公安委員会は、前項の受講申込書を受理したときは、別記様式第１２号の駐車監視員資格者講習受講票を交付するものとする。

（駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付申請書）

第９条　委託規則第９条第２項（委託規則第１０条第５項において準用する場合を含む。）に規定する再交付申請書の様式は、別記様式第１３号のとおりとする。

（法５１条の１３第１項第１号ロの規定による公安委員会の認定に係る審査の方法）

第１０条　委託規則第１０条第１項の規定による審査は、委託規則第８条第３号の規定による修了考査に準じて行うものとする。

（認定申請書等）

第１１条　委託規則第１０条第２項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第１４号のとおりとする。

２　公安委員会は、前項の認定申請書を受理したときは、別記様式第１５号の駐車監視員資格者認定考査受検票を交付するものとする。

（駐車監視員資格者証の交付申請書等）

第１２条　委託規則第１１条第１項に規定する交付申請書の様式は、別記様式第１６号のとおりとする。

２　委託規則第１１条第２項第３号に規定する書面の様式は、別記様式第１７号のとおりとする。

（駐車監視員資格者証交付申請に関する通知）

第１３条　公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を行わないときは、申請者に対し、別記様式第１８号の駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書により通知するものとする。

（駐車監視員資格者証の書換え交付申請書等）

第１４条　委託規則第１３条第１項に規定する書換え交付申請書の様式は、別記様式第１９号のとおりとする。

２　委託規則第１３条第２項に規定する再交付申請書の様式は、別記様式第２０号のとおりとする。

３　駐車監視員資格者証を亡失し、その再交付を受けた者が、亡失した駐車監視員資格者証を発見し、又は回復したときは、その発見し、又は回復した駐車監視員資格者証を公安委員会に返納するものとする。

（駐車監視員資格者証の返納命令書）

第１５条　委託規則第１４条に規定する返納命令書の様式は、別記様式第２１号のとおりとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成１６年法律第９０号。次項において「改正法」という。）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　改正法附則第２条に規定する同法第３条の規定による改正後の道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条の８第１項の登録、同法第５１条の１３第１項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うものとする。

別記様式第１号（第３条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※登録年月日	年　月　日
※登録番号	

登　録
登録更新　申請書

道路交通法第５１条の８第２項の規定により登録の第７項において準用する同条第２項の規定により登録更新の申請をします。

年　月　日

奈良県公安委員会　殿

（主たる事務所の所在地）
（名　称）
（代表者の氏名）　㊞

（ふりがな） 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話（　　）　－
法人の種類	１　株式会社　２　有限会社　３　財団法人　４　社団法人 ５　その他（　　）
（ふりがな） 代表者氏名	

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	年　月　日　登録
登録通知書に記載されている登録番号	第　号

※	［法人関係］ □ 定款・寄附行為等 □ 登記事項証明書 □ 役員の氏名及び住所を記載した名簿 □ 欠格事由に該当しない旨の誓約書 □ 資機材を保有する旨の誓約書 □ 駐車監視員資格者証の写し（２以上） □ 事務所に係る資料	［各役員関係］ □ 戸籍謄本又は抄本 □ 登記事項証明書 □ 診断書
添付書類		

備考　※印欄には記載しないこと。

別記様式第２号（第３条関係）

役　員　名　簿

（ふりがな） 法人名称		所在地	

役員	番号	役職名	氏名	生年月日	住所
	1			年　月　日	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				

備考　１　番号１の欄には代表者について記載すること。
　　２　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第３号（第３条関係）

診　　断　　書

住　所

氏　名

上記の者は、

１　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しない旨

２　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

年　　月　　日

医療機関所在地

医療機関名

医　　師　　㊞

別記様式第４号（第３条関係）

誓　　約　　書

当法人は、道路交通法第５１条の８第３項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

１　道路交通法第５１条の１０の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない法人

２　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第１１９条の３第１項第３号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

(3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

(5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

奈良県公安委員会　殿

年　　月　　日

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代表者の氏名）　　㊞

別記様式第５号（第３条関係）

誓　約　書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

奈良県公安委員会　殿

年　　月　　日

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代表者の氏名）　　㊞

別記様式第６号（第４条関係）

登　録　簿　　（　　）

登録番号	法人名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	登録（更新）年月日	備考
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	

（備考）　備考欄には、登録の取消し、登録変更等の内容を記載すること。

別記様式第７号（第５条関係）

第　　号

登録（更新）通知書

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代表者の氏名）　　殿

道路交通法第５１条の８ 第１項に規定する登録 / 第６項に規定する登録の更新 を行い、下記のとおり登録簿に記載したので通知します。

登録（更新）年月日	年　月　日（有効期限　年　月　日）
登録番号	第　号

（注：登録の更新は、有効期限の６月前から５０日前までの間に申請してください。）

年　月　日

奈良県公安委員会 印

別記様式第８号（第５条関係）

第　　号

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代表者の氏名）　　殿

年　月　日付けの道路交通法第５１条の８ 第１項に規定する登録 / 第６項に規定する登録の更新 の申請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

理　由

1　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。

2　この処分については、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年　月　日

奈良県公安委員会 印

照会先
〒630-8578　奈良市登大路町８０番地
奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話（０７４２）－２３－０１１０

別記様式第９号（第６条関係）

第　　号

登録取消処分通知書

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代表者の氏名）　　殿

道路交通法第５１条の１０の規定により、登録（登録番号　第　　号）を取り消したので通知する。

理　由

この処分については、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年　　月　　日

奈良県公安委員会　印

照会先
〒630-8578　奈良市登大路町８０番地 奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話（０７４２）－２３－０１１０

備考　登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条第３項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の規定による教示も併せて行うこと。

別記様式第１０号（第７条関係）

（表）

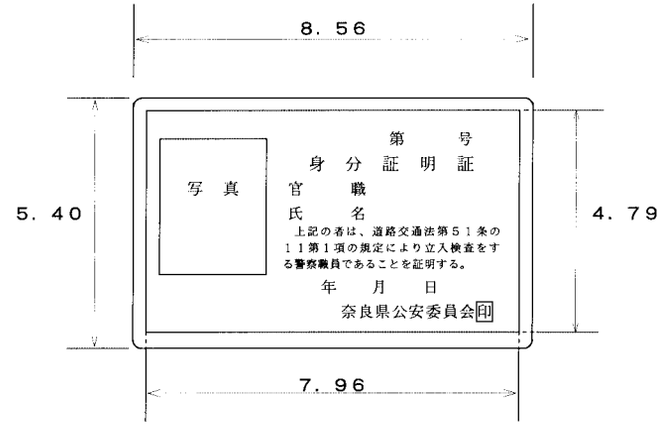

（裏）

道路交通法（抄）

（報告及び検査）

第51条の10　公安委員会は、第51条の８から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又は警察職員に、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考　１　用紙の両面に無色透明の薄板を接着させること。
　　２　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第１１号（第８条関係）

（表）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※修了証明書交付年月日	年　月　日
※修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年　月　日

奈良県公安委員会　殿

（申込者の氏名）　　㊞

申込者	本籍			
	住所	〒　－ 電話（　　）　－　（自宅・携帯）		
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女
	生年月日	年　月　日		写真（縦３．０cm×横２．４cm）
	勤務先その他の連絡先	電話（　　）　－		
	受講希望年月日			

実施	※受講年月日	年　月　日から 年　月　日まで	※　修了考査の結果	合・否
	（修了考査）	（　年　月　日）		
	※受講場所			
	※受講番号			

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　写真は、申込み前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルのものとする。

（裏）

注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第５１条の１３第１項第２号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

○　１８歳未満の者

○　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

○　禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第１１９条の３第１項第３号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

○　集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

○　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

○　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

○　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

別記様式第１２号（第８条関係）

受講番号	

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな
氏　　名　　（男・女）
生年月日　　年　　月　　日

項　目	日　　時	検　印
講習日①	年　月　日　時　分　開始	
講習日②	年　月　日　時　分　開始	
考査日③	年　月　日　時　分　開始	
受付時間	①②の日　時　分～　時　分 ③ の日　時　分～　時　分	
場　所		

（注）講習・考査当日には、必ず本票を携行してください。

別記様式第１３号（第９条関係）

※　受　理　年　月　日	年　月　日
※　受　理　番　号	
※　証明書再交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年　月　日

奈良県公安委員会　殿

（申請者の氏名）　㊞

申請者	本　籍			
	住　所	〒　－ 電　話　（　　）　－　（自宅・携帯）		
	（ふりがな） 氏　名		性別	男　・　女
	生年月日	年　月　日		
	勤務先	電　話　（　　）　－		
証明書	番　号			
	交付年月日	年　月　日		
再交付を申請する事由				

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
　　３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第１４号（第１１条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※認定年月日	年　月　日
※認定書番号	

認定申請書

年　月　日

奈良県公安委員会　殿

（申請者の氏名）　　㊞

申請者	本籍				
	住所	〒　－ 電話（　）　－　（自宅・携帯）			
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女	写真（縦３．０㎝×横２．４㎝）
	生年月日	年　月　日			
	勤務先その他の連絡先	電話（　）　－			

実施	※認定考査日	年　月　日	※認定考査の結果	合・否
	※受検場所			
	※受検番号			

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルのものをはり付けること。
３　確認事務の委託の手続等に関する規則第１０条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

別記様式第１５号（第１１条関係）

受検番号	

駐車監視員資格者認定考査受検票

ふりがな
氏　名　　（男・女）
生年月日　　年　月　日

項目	日時	検印
認定考査	年　月　日　時　分　開始	
受付時間	考査の日　時　分～　時　分	
場所		

（注）考査当日には、必ず本票を携行してください。

別記様式第１６号（第１２条関係）

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日
※　資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年　月　日

奈良県公安委員会　殿

（申請者の氏名）　㊞

申請者	本籍			
	住所	〒　－ 電話（　　）　－　（自宅・携帯）		
	（ふりがな） 氏名		性別　男・女	写真（縦３．０㎝×横２．４㎝）
	生年月日	年　月　日		
	勤務先その他の連絡先	電話（　　）　－		
証明書	番号			
	交付年月日	年　月　日		

※添付書類	□　修了証明書又は認定書
	□　戸籍謄本又は抄本
	□　登記事項証明書
	□　診断書
	□　誓約書
	□　写真２枚（うち１枚ちょう付）

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
２　写真は、申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

別記様式第１７号（第１２条関係）

誓　約　書

私は、道路交通法第５１条の１３第１項第２号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

○　１８歳未満の者

○　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

○　禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第１１９条の３第１項第３号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

○　集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は同法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

○　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

○　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

○　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して２年を経過しない者

奈良県公安委員会　殿

年　月　日

住　所

氏　名　㊞

別記様式第１８号（第１３条関係）

第　　号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

（住所）

（氏名）　　殿

年　　月　　日付けの　駐車監視員資格者証交付申請　については、下記の理由により、交付しないこととしたので通知します。

理　　由

1　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。

2　この処分については、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年　　月　　日

奈良県公安委員会　印

照会先
〒630-8578　奈良市登大路町８０番地 奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話（０７４２）－２３－０１１０

別記様式第１９号（第１４条関係）

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年　　月　　日

奈良県公安委員会　殿

（申請者の氏名）　　㊞

申請者	本籍				
	住所	〒　－ 電話（　　）　－　　（自宅・携帯）			
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女	写真（縦３．０㎝×横２．４㎝）
	生年月日	年　月　日			
	勤務先その他の連絡先	電話（　　）　－			
資格者証番号	資格者証番号				
	交付年月日	年　月　日			
書換え交付を申請する事由					

備考　1　※印欄には、記載しないこと。
　　2　「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
　　3　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第２０号（第１４条関係）

※　受理年月日	年　月　日
※　受理番号	
※　交付年月日	年　月　日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年　月　日

奈良県公安委員会　殿

（申請者の氏名）　㊞

申請者	本籍			
	住所	〒　－ 電話（　）　－　（自宅・携帯）		
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女
	生年月日	年　月　日		写真（縦３．０㎝×横２．４㎝）
	勤務先その他の連絡先	電話（　）　－		
資格者証番号	資格者証番号			
	交付年月日	年　月　日		
再交付を申請する事由				

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
　　３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第２１号（第１５条関係）

第　　号

駐車監視員資格者証返納命令書

（住所）

（氏名）　　殿

道路交通法第５１条の１３第２項の規定により、駐車監視員資格者証（第　　号）の返納を命ずる。

理　由

１　この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から１０日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。
２　この処分については、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過し たときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年　月　日

奈良県公安委員会　印

照会先
〒630-8578　奈良県奈良市登大路町８０番地
奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話（０７４２）－２３－０１１０

備考　返納命令処分に係る聴聞の通知を行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条第３項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の規定による教示も併せて行うこと。

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年七月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長　白　井　皓　喜

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	
市長を追放する会（略称・市長）	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三―九―六	平成十七年六月一日	
市民党	辻山清	辻山清	奈良市西千代ヶ丘三―九―六	平成十七年六月二日	
寺田そういち育てる会	寺田惣一	寺田純子	葛城市大畑一二五―一	平成十七年六月二日	
奈良県政を守る会	山田綱雄	山田照雄	御所市三室六一七―一九	平成十七年六月二日	
松川博文後援会	松川博文	岡田彰	高市郡高取町清水谷一三〇―二	平成十七年六月六日	

野志昭後援会	澤田克己	森岡良和	葛城市木戸二四〇	平成十七年六月七日	
瀧谷宗宏後援会	瀧谷宗宏	山本次郎	宇陀郡大宇陀町大字拾生九四九―一	平成十七年六月八日	
おくだ正治後援会	奥田正治	熊木孝之	奈良市大宮町六―九―八	平成十七年六月九日	
中井晟後援会	藤井勇	中井ミサ子	葛城市新庄六九―二	平成十七年六月九日	
吉田まさあき後援会	西川勇男	居内昌勝	橿原市小綱町一一―七	平成十七年六月十四日	
いしだ真蔵を後援する新対話の会	島田雅行	佐々木英人	大和郡山市筒井町二三九―七三	平成十七年六月十六日	
諸井英二後援会	杉原芳信	源隆光	天理市田部町五二四	平成十七年六月二十一日	
梅林そうすけ後援会	浅岡照夫	熊谷直次	奈良市恋の窪二―六―八	平成十七年六月二十四日	
みどりの会（有村京子後援会）	有村京子	土倉幸雄	生駒市辻町八六九―六二	平成十七年六月二十八日	

奈良県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治

団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年七月二十六日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白　井　皓　喜

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
民主党奈良県総支部連合会	会計責任者	岩城明	吉川政重	平成十七年六月二十三日
民主党奈良県第３区総支部	主たる事務所の所在地	香芝市瓦口二〇一	磯城郡田原本町鍵三〇一―一	平成十七年六月二十三日
	代表者	吉川政重	福岡ともみ	
	会計責任者	楠原康司	吉川政重	

（その他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
奈良県中小企業政策推進協議会	会計責任者	荒木一義	東峯昇	平成十七年六月七日
全日本不動産政治連盟奈良県本部	会計責任者	大植一徳	大西康雄	平成十七年六月九日
上田直朗後援会	代表者	宇野正増	福本郁雄	平成十七年六
北山和生みんなの声の会	会計責任者	吉岡義則	矢追利夫	月十五日
	代表者	山本陽一	鈴木茂夫	平成十七年六月十六日
吉川博一後援会	代表者	松本荘司	椹木将夫	平成十七年六月二十一日
日本行政書士政治連盟奈良県支部	会計責任者	吉田良子	中野達夫	平成十七年六月二十四日
変えよう天理！元気ネット	代表者	加藤嘉久次	諸井英二	平成十七年六月二十八日

奈良県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年七月二十六日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白　井　皓　喜

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
いしだ真蔵を後援する新対話の会	島田雅行	平成十七年六月十五日
岡田喜代子後援会	岡田喜代子	平成十七年五月十二日

島田保継を支える会	東光男	平成十六年十二月三十一日
全日本大和政経塾	廣部葉子	平成十七年六月十日
平井陽子後援会	平井陽子	平成十七年五月十二日

奈良県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年七月二十六日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白　井　皓　喜

公職の候補者	資金管理団体			
届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
奥田正治	奈良市議会議員	おくだ正治後援会	奈良市大宮町六―九―八	奥田正治	平成十七年六月九日
瀧谷宗宏	大宇陀町議会議員	瀧谷宗宏後援会	宇陀郡大宇陀町大字拾生九四九―一	瀧谷宗宏	平成十七年六月八日
寺田惣一	葛城市議会議員	寺田そういち育てる会	葛城市大畑一二五―一	寺田惣一	平成十七年六月二日

奈良県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年七月二十六日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白　井　皓　喜

公職の候補者	資金管理団体			
届出者の氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
岡田喜代子	十津川村議会議員	岡田喜代子後援会	吉野郡十津川村風屋九六三―一	岡田喜代子	平成十七年六月十四日
平井陽子	上牧町議会議員	平井陽子後援会	北葛城郡上牧町服部台一―九―一九	平井陽子	平成十七年六月十四日

正誤

平成十七年五月二十日付け奈良県公報第千六百七十号正誤表

ページ	段	行	誤	正
十二	上	十三	期間	間

【定　価】　一か月　二千三百円　　一部売り　一枚につき三十円（共に、送料別）

発　行

奈　良　県

奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一(代)

印　刷

株式会社　春　日

奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七二二二(代)

本誌は再生紙を使用しています。